

令和 7 年設楽町告示第 10 号

設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

設楽町長 土 屋 浩

令和 7 年設楽町告示第 1 0 号

設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成19年設楽町告示第
12号)の一部を次のように改正する。

別表中「10万円」を「15万円」に、「20万円」を「25万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成19年設楽町告示第12号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
補助対象	補助要件	補助金の額	補助対象	補助要件	補助金の額
蓄電池	- 蓄電池 (1) リチウムイオン電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池を言う。）及びインバータ等の電力変換装置を備えてあるもの。 (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電力活用ができるもの。 (3) 住宅に太陽光パネルが設置してあり、太陽光パネルで発電した電力の蓄電ができるもの。	<u>15万円</u>	蓄電池	- 蓄電池 (1) リチウムイオン電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池を言う。）及びインバータ等の電力変換装置を備えてあるもの。 (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電力活用ができるもの。 (3) 住宅に太陽光パネルが設置してあり、太陽光パネルで発電した電力の蓄電ができるもの。	<u>10万円</u>
一体的導入（住宅用太陽光発電システム・家庭用エネルギー管理システム・蓄電池のすべてを設置すること）	- 住宅用太陽光発電システム (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（当該システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のもの。 (2) 電力会社と電力需給	<u>25万円</u>	一体的導入（住宅用太陽光発電システム・家庭用エネルギー管理システム・蓄電池のすべてを設置すること）	- 住宅用太陽光発電システム (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（当該システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満のもの。 (2) 電力会社と電力需給	<u>20万円</u>

	契約を締結していること。 (3) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。 ・家庭用エネルギー管理システム (1) 家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの。 ・蓄電池 (1) 補助対象、蓄電池の補助要件と同じ。			契約を締結していること。 (3) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。 ・家庭用エネルギー管理システム (1) 家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの。 ・蓄電池 (1) 補助対象、蓄電池の補助要件と同じ。		
共通の要件	・未使用品であること。			共通の要件	・未使用品であること。	